

## 愛媛県がん対策推進委員会の開催結果（概要）

## 第1回（H22.8.31）

## (1) 県がん対策推進計画の取組状況について（関係者から各分野の取組状況について報告）

- ・ 県：各種施策の実施状況、県が作成する条例リーフレットの内容確認
- ・ 医療機関：共同診療計画書（地域連携クリティカルパス）の整備
- ・ 患者会：拠点病院対象とした患者満足度調査の実施状況

## (2) 今後のがん対策における重点課題について（委員からの提言）

- ・ 拠点病院での専門的治療を終えた患者を、退院後、在宅での医療につなげていくためには24時間対応できる窓口を設けるなど、在宅緩和ケアの充実を図る必要があるため、在宅医療の体制づくりに向けた専門的な提言を行う協議会の設置を提案したい。（中橋委員、吉田委員ほか）
- ・ 情報提供を行うことにより相談支援を充実させることも重点的に取り組むべき課題として検討して欲しい。（早瀬委員ほか）
- ・ がん対策基金を設けたいと考えているので、この委員会で基金の目的や受け皿について検討して欲しい。（松本委員ほか）
- ⇒ 県としては、これらの要望等を踏まえ、本委員会の専門部会（協議会）の設置を含め、今後の対応を検討する。

## (3) 診療報酬上における準拠点病院の取扱いについて

平成22年度の診療報酬改定において、国が指定する「がん診療連携拠点病院」や県が独自に設ける「準拠点病院」と、地域の医療機関が連携して治療を行うことが評価されることとなったため、本県において、国指定の拠点病院より基準を緩和した県独自の準拠点病院制度（愛媛県がん診療連携推進病院）を設け、がん医療の充実を図ることについて、事務局である県から提案を行った。

⇒ 今回の委員会で制度創設の方向性自体は認められたが、委員の中には、理念や支援措置を明確にすべきとの意見もあったことから、さらに、準拠点病院の目的・役割や、指定病院へのインセンティブ等に関する、県としての考え方を整理した上で、次回の委員会で改めて意見を聴く。

## 第2回（H22.11.19）

## (1) 愛媛県がん診療連携推進病院の新設について

がん医療の均てん化を図る観点から、がん診療連携拠点病院（国指定、県内7病院）のない二次医療圏等をカバーするとともに、がん診療について中核的な役割を担う医療機関の裾野を拡大するため、「愛媛県がん診療連携推進病院」制度を創設することの承認を得た。

⇒ 早期に要綱を制定し、募集を行うなど、指定に向けた手続きを進める。

(2) 第1回委員会での協議結果を踏まえた課題の検討について

①「在宅緩和ケア」「相談支援」充実のための専門部会の設置

H23年度において、新たに「在宅緩和ケア」及び「相談支援・情報提供機能」の強化・拡充について協議する専門部会の設置について承認を得た。

ア：在宅緩和ケア充実のための専門部会

在宅緩和ケアの現状と課題を把握し、地域特性を踏まえたモデル事業の実施など具体的施策を検討し、本委員会へ提言する。

イ：相談機能充実のための専門部会

拠点病院の入院患者を対象に実施した“患者満足度調査”の結果を踏まえ、その基本的な機能・役割について、次回委員会で検討を行う。

⇒H23年度の設置を見据え、予算化等の準備を進める。

②がん対策基金（募金）

県議会がん対策推進議員連盟が、本県のがん基金の仕組みづくりについて原案を作成し、次回以降の本委員会において具体的な検討を行う。

**第3回（H23.3.25）**

(1) 地域医療再生基金を活用したがん対策の推進について

下記がん対策の取組みを、4月に県が作成する「地域医療再生計画（案）」に盛り込むことについて、県から提案を行ったところ承認を得た。

○在宅緩和ケア推進モデル事業

地域特性や資源を踏まえた在宅緩和ケア推進のモデル事業の実施

○“町なか”がん患者サロンの開設

中心市街地でのがん患者サロンの開設

○患者・家族総合支援センター（四国がんセンター）の整備

緩和ケアや在宅医療等を支える地域医療人材の総合的な養成

○緩和ケア病棟整備事業

東・南予での緩和ケア病棟の整備促進

(2) 愛媛県在宅緩和ケア推進協議会の設置

在宅緩和ケアを円滑に推進するため、保健医療従事者等9名を委員とする同協議会の設置について承認を得た。

**第4回（H23.11.29）書面開催**

(1) 愛媛県がん相談支援推進協議会の設置

がん相談支援の充実を推進するため、保健医療従事者等8名を委員とする同協議会の設置について承認を得た。